

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

通番32

管理番号	369	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、電気事業者及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業者に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、再生可能エネルギー普及促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。今回の権限移譲が実現すれば、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実状に応じた適切な対応が可能となることから、健全な再生可能エネルギーの普及促進が期待される。民間事業者が、地元との調整を行わないまま太陽光発電等の開発計画を進めた結果、地元とトラブルとなり、地方公共団体が対応に苦慮するケースが全国的に増加している。(福岡県においても、内容証明郵便により県庁に苦情が寄せられた事例がある。)地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、このようなトラブルも減少することが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

根拠法令等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条、第5条、第40条

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「同法」という。)第4条、第5条における電気事業者への指導・助言はそれぞれ、特定供給者から特定契約の申し込みがあり、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるとき(同法第4条第2項)、特定供給者から認定発電設備と電気工作物(電気事業法第二条第一項第16号に規定)とを電気に接続することを求めたとき(同法第5条第2項)に行うことができるとされており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。

また、同法第40条における電気事業者若しくは認定発電設備を用いた特定供給者に対する報告徴収及び立入検査権限は、「この法律の施行に必要な限度において」と限定されており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。

なお、地方自治行政として、再生可能エネルギー発電事業者に対する指導・助言について、地方自治法に沿って条例を制定している自治体も存在し、現行規定でも対応可能である。

・また、系統連系に関しては、各都道府県にまたがる対応が必要となるため、国が広域的な視点に立って対応を行うことが必要である。

・当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」等は、あくまで円滑に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「同法」という。)第1条の目的である「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進」する趣旨を述べたものあって、同法に規定された権限行使の要件を無視して移譲を求めているわけではない。

○再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者、住民から多くの相談等が寄せられており、こうした実態を踏まえ、少なくとも当該相談等に対応するためには、地方自治体が関与する根拠として報告徴収、指導・助言の権限が必要であり、地方側としても地方自治の本旨に従って同法の目的を達成したいと考える。

○条例により対応が可能とあるが、事業者に対し法・条例双方の事務対応を求めることは、事業者の負担増となることから、権限移譲(並行権限)による対応が適当と考える。

○系統連系に関しては、一の都道府県内で対応可能な個別事案については、近接性の観点から、都道府県による対応が適当と考える。一方、各都道府県にまたがる対応が必要な場合等は、並行権限により国が対応することとしてはどうか。

○「当該法令に基づき収集した事業者等情報には、情報公開法上の不開示情報が含まれる」とあるが、地方公務員法により地方公務員にも守秘義務が課されており、一般国民への情報公開と同列に議論すべきではない。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。
- 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たって地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

- 再生可能エネルギー発電の普及は、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、広域的な電力系統への受入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。
- その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。
- 仮に、再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると考えている。
- なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

- 4【経済産業省】
 - (20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108)
 - (i)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。
 - ・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項)
 - ・電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項)
 - ・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条)
 - ・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項)
 - (ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

通番32

管理番号	507	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。

この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量を的確に計測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一定)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けた後に、土地所有者や地域住民との調整が整わず、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。

地域の土地利用計画等との整合性

メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体によっては条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。

再生可能エネルギーの普及状況の把握

設備を認定した件数と容量(発電出力)は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。

設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。

なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の状況等を考慮して、引き続き国が定めることが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引き続き国が行うことが効率的である。

根拠法令等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条(以下、「本条項」という。)に規定される再生可能エネルギー電気の発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも国による認定をうけるものとしている。

・設備認定の状況については、定期的に資源エネルギー庁のHP (http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)において市町村別で公表されているところ。一方で、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。

・地域の土地利用計画等との整合性については、自治体によっては、地方自治法に沿って再生可能エネルギー発電設備に関する条例を制定し、その範囲において指導・助言などを行っている自治体もあり、現行規定でも対応可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・再生可能エネルギー電気の発電設備の認定権限については、認定の基準が技術的なものであること、また、法律に基づき、国が定めた基準により都道府県知事が許認可等を行っている例は少なくないことから、移譲を求めているもの。

・設備認定の状況については、市町村別の認定件数、認定容量等が公表されるようになったが、認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担により賄われることを考慮すれば、事業者の名称を含む詳細な情報を地方団体に提供すべきである。

・再生可能エネルギー発電設備に対する条例制定の先事例については、景観上の要請に基づき制定された事例があるが、景観上の要請ならば、その地方独自の問題であることから条例対応も選択肢と成り得るが、農地法や森林法などの手続きに先立ち認定が行われ、その結果、整合性を欠きトラブルが生じるといった状況は、全国共通の問題であり、地方自治体それぞれの個別条例に委ねるべきではないと考える。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。

○ 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たって地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元

○再生可能エネルギー発電の普及は、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、広域的な電力系統への受入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。

○その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。

○仮に、再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると考えている。

○なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(20)電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平23法108)

(i)以下に係る事務・権限については、都道府県等の意見も踏まえつつ、地方に移譲する場合の国のエネルギー政策と地域振興の整合性確保の在り方や、これを踏まえた実施主体、国の関与の在り方等について、検討を行い、平成27年中に結論を得る。

・電気事業者に対する特定契約の締結に関する指導、助言、勧告及び命令(4条2項から4項)

・電気事業者に対する電気事業者がその事業の用に供する電気工作物との接続に関する指導、助言、勧告及び命令(5条2項から4項)

・再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等(6条)

・電気事業者等に対する報告徴収及び立入検査(40条1項から3項)

(ii)再生可能エネルギーの普及に資するため、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について、都道府県への情報提供を行う。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番38

管理番号	665	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大				
提案団体	川崎市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一時的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。また、開発許可の技術的細目に関して定める条例の自由度の拡大を図るため、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参酌すべき基準」とするよう提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委任事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて当該事務を処理することができるようになった。特に、開発許可の技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2により条例制定に関する基準も設けられている。

【支障事例】

公園については、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準に係る開発区域面積を0.3ヘクタール以上と規定されていることによって、本市では0.3ヘクタールを下回る小規模な分割型開発行為が主流となり、公園の提供がなされない等の弊害を生じている。

【制度改正の必要性】

開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されることにより、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして条例を活用することが可能となる。

【懸念の解消策】

地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。

根拠法令等

都市計画法第33条
都市計画法施行令第25条
都市計画法施行令第29条の2

都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務という負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところである。
したがって、同令第29条の2を削除又は「参酌すべき基準」とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都市計画法第33条及び同施行令第29条の2において、宅地水準及び宅地開発を行う者に対する公園等設置義務という負担が許容される最低限度等の面積等を全国一律に定めているとしているが、本市は首都圏に位置しており地価が相対的に高価であることから、法のねらいに反して、同法施行令第25条第6号で定められている0.3ヘクタールという全国一律の基準値は、宅地開発を行う者は受け入れずに、同基準値を下回る小規模な開発行為が主流となっている現状である。

本市の提案の趣旨としては、宅地水準の確保を否定するものではなく、都市計画法で全国一律に定められている基準値を条例に委任することにより、地域特性により様々である宅地水準を反映することができ、またより質の高い公共施設を備えた開発行為へ誘導を図ろうとするものである。

よって、こうした基準値については、自治体がそれぞれの責任と判断で柔軟に行えるよう見直しを求める。

もし、技術的細目全体の条例委任が困難である場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発区域の面積について地域の実情等を勘案した運用が行えるようにすべきである。

なお、開発区域の面積に対する道路の設置基準を定めた同施行令第25条第3号については、同法施行令第29条の2第1項第3号により対象となる開発区域の面積そのものを条例に委任することができるかとされており、公園等設置義務についても同様と考える。

全国知事会からの意見

開発許可の技術的細目については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容すべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

公園整備の効果等にも着目し、提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 「開発事業者の予見可能性の担保と地域の実情に応じたまちづくりの実施との均衡を図った結果、技術的細目が定められた」との指摘については、地方公共団体が地域の実情に応じて議会の議決を経て「条例」で技術的細目を定めた場合には、開発事業者の予見可能性は確保される上、よりきめ細やかなまちづくりが可能となると考えられる。こうしたことから、開発許可の技術的細目に係る条例の自由度を拡大すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 「開発許可の技術的細目は、適合しない場合には開発許可はなされないという極めて影響が大きなものであることから、技術的細目に規定された開発事業者への義務付けの最低基準は法律で定める必要がある」との指摘については、地域によって誘導すべき開発行為の姿が様々であることに鑑みれば、地方公共団体が自己の責任において当該基準を設定可能とすべきではないか。

その際に、法律で「参酌すべき基準」を定めることとすれば、地方公共団体は参酌する行為を行ったかどうかについて説明責任を負い、参酌する行為を行わなかった場合は違法となるため、開発事業者に対し過度な義務付けが行われる事態は回避できると考えられるが、いかがか。

○ 宅地開発を行う者に対する負担という点では、開発面積に対する公園面積の割合も、対象となる開発面積そのものの規定も同様である。したがって、技術的細目全体の条例委任が困難である場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発面積について、地域の実情等を勘案した運用が行えるよう、見直すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 開発面積に対する道路の設置基準を定めた都市計画法施行令第25条第3号については、同法施行令

第29条の2第1項第3号により対象となる開発面積そのものを条例で制限を強化することができるかとされているが、公園等設置義務に関して、対象となる開発面積の下限に一定の幅を持たせることについて、何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

開発許可の技術基準は、市街地における良好な宅地水準を確保する等の目的から、全国的に確保すべき最低限の基準としている。このうち公共施設の整備については、本来地方公共団体が整備すべき公園等について、開発区域内の居住者が主に利用する必要最小限の施設に限って、事業者に設置を義務付けるものである。

したがって、個別の条例の定め方によっては、最低限度の宅地水準の確保が困難となったり、事業者に対する過度な負担となったりするおそれがある参酌基準とすることは困難である。

公園等設置の義務付けの範囲について、開発面積に対する公園等の面積割合は、都市公園法体系で地方公共団体が都市公園を整備すべきレベルの範囲内で、原則3%以上としている。これを基に、

・義務付け対象の開発面積は、事業者にとって過度な負担とならない

(例えば、わずか数戸の住宅開発に設置を課するのは行き過ぎとなる)

・整備される公園等面積は、良好な都市環境の維持、防災等の機能の確保や、管理事務の効率性等の要請から、一定の規模を確保する必要がある

等の要請を総合的に勘案して、開発行為に求めうる最低限の基準として、0.3haの要件は定められているものである。

しかしながら、今回の提案を受け、また、地方公共団体からは開発行為により整備される公園が小規模な場合に管理負担が大きい等の声もあることから、運用実態・地方公共団体及び開発事業者の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園設置を義務付ける下限面積の条例委任を含め、見直しを検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(ii)開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準(施行令25条6号)については、制度の運用実態や地方公共団体等の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園等の設置を義務付ける下限面積を条例に委任することを含めて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番39

管理番号	109	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画の軽易な変更の見直し				
提案団体	二本松市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

都市計画法施行令第14条第1項第2号中「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は都市計画法施行規則第13条の2の条文に同規則第13条各号の条文を追加することにより、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行いやすくする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の内容】

都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が細かく規定されており、変更内容も限定的で、既決定時に両者の調整は済んでいるものと解される。

これまでの地方分権改革で市町村が決定できる都市計画の種類が拡大したが、軽易な変更として取り扱う項目に、道府県と市町村とでは大きな違いがある。このことから、都市計画事業の進捗にも影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることを提案する。

【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】

都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関して、軽易な変更として認められていないことにより、次のような支障事例が生じており、同様の支障事例が公園等の場合にも想定される。

・都市計画道路施行の際、詳細測量を行なって実施設計を行い、事業認可を得ようとした場合、都市計画決定した線形と事業認可を受けようとする線形がずれてくる場合は都市計画変更をした上で事業認可申請する必要がある。この変更の手続きに時間を要してしまうと、事業予定地に建築物等が建築されてしまう恐れがあり、移転補償が困難になり道路完成の遅延が予想される。また、施工中に地盤状況等により線形変更が必要となった場合、変更手続きに時間を要すると工事期間も長くなり、工事費増大の恐れがある。このようなことから、軽易な変更として手続きの期間を短縮させたい。

(参考)

通常の変更 案の縦覧から決定告示まで約6週間

軽易な変更(名称の変更) 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間

軽易な変更(名称の変更以外) 案の縦覧から決定告示まで約4週間

根拠法令等

都市計画法第19条第3項
都市計画法施行令第14条
都市計画法施行規則第13条の2

都道府県が定める都市計画については、国の利害に重大な関係がある都市計画については、国土交通大臣の同意付協議により国の利害との調整を行っている一方、市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきたところ。

軽易変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県が、都市計画決定する場合の国土交通大臣と協議する理由は、法第18条第3項、市区町村が、都市計画決定する場合の都道府県と協議する理由は法第19条第4項に定められているとおりである。

一方で、都市計画運用指針のⅢ-2 運用に当たっての基本的考え方の2. 市町村の主体性と広域的な調整では、「広域の見地からの調整を図る観点」とは、「当該都市計画が当該市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合や、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合等必要な場合」と解される。逆を返すと、これが認められない場合、広域の見地からの調整を図る必要はないと解釈できる。

そもそも、軽易な変更を認めるのは、目的とする都市計画の早期実現のために、事務手続きを簡略化し、当初の目的を達成させようとする意味もあるのではないか。

軽易な変更が、都市計画の当初決定時と何ら変わるものではないと認められるものについては事務手続きを簡略化するべきである。

実態調査については、「軽易変更となる事項を拡大することの可否について」ではなく、「軽易な変更と認められるべき規模等について」行われることを望む。

また、二本松市では、喫緊の課題として、長期未着手となっている都市計画道路について、市民への負担を強いている状況である。さらに東日本大震災からの早期復興と市民の心の復興を早期に実現するためにも都市計画公園の果たす役割は大きい、このようなことから、特に「都市計画道路」「都市公園」については、軽易な変更として認めていただきたい。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要する」との指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の閣議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。
- 可能なところから早期に見直しを図る観点から、都道府県で軽易な変更として認められているものうち、少なくとも道路、公園については、都道府県において軽易な変更として認められている範囲で、市町村においても軽易な変更として認めるべきではないか。そうできない場合、何か具体的な支障はあるのか。
- 「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきた」とのことであるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行う場合、当初決定の時点で、都道府県との必要な調整は完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行う必要性は認められないことから、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。

軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

なお、調査にあたっては実務を担う地方公共団体の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担とならないよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。

検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更としているものを参考にしたいと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な」範囲になるとは一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iii)市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番39

管理番号	675	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市計画の軽易な変更の見直し				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定の都市計画に関する軽易な変更として認められていないことにより、都市計画変更を行う場合に実施する大臣への協議、同意の手續が省略できない。道府県と同様とする措置となれば、手續の一部省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。

【事例(予定含む)】

1 都市高速鉄道

①横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線(変更)

(告示 H24.10.5) 区域変更区間 約190m、中心線の振れは100m未満

②横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線(変更)

(告示 H26.3.5) 区域変更区間 約330m、中心線の振れは100m未満

※施行規則第13条第4号イ(起点又は終点の変更を伴わない線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。

2 自動車専用道路(首都高速道路)(予定)

①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線(変更)

変更区域区間 1000m未満、中心線の振れは100m未満

※施行規則第13条第3号イ(線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の振れが百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの)に該当。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行令第14条、都市計画法施行規則第13条

指定都市の特例により都道府県が定める都市計画を指定都市が変更する場合については、都道府県が定める都市計画との適合を担保する手続きが必要となるとともに、その内容が国の利害に影響を与えないことを確認する必要がある。このため、都道府県が都市計画を変更する際には国へ同意付き協議が不要とされている軽易な変更についても、都道府県が定める都市計画との一体性を確保するために広域の見地からの都道府県知事の意見を聴いた上で、国への同意付き協議を行っているところ。
軽易変更となる事項を拡大することの可否について、都道府県・市町村に対する運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を軽易な変更とする措置の早期実現を求める。なお、本市においては現在、完成予定時期を平成28年度としている横浜国際港都建設計画道路 高速横浜環状北線について、都市計画変更を検討している。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 「都市計画決定のパターンは様々であることから、軽易な変更に係る調査に期間を要する」との指摘については、都道府県で軽易な変更として認められている範囲を一つの基準とすることにより、早期に、実態を適切に把握し、年末の閣議決定に見直しの具体的な方向性を盛り込まれたい。
- 可能などころから早期に見直しを図る観点から、都道府県で軽易な変更として認められているものうち、少なくとも道路、公園については、都道府県において軽易な変更として認められている範囲で、市町村においても軽易な変更として認めるべきではないか。そうできない場合、何か具体的な支障はあるのか。
- 「市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされてきた」とのことであるが、道路や公園等について位置等の些細な変更を行う場合、当初決定の時点で、都道府県との必要な調整は完了しており、都道府県と改めて（同意）協議を行う必要性は認められないことから、こうした事例に関しては、軽易な変更として取り扱うことが適切ではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

軽易な変更となる事項の見直しについて、運用実態や意向を調査し、その結果等を踏まえ、今後検討していく。
なお、調査にあたっては実務を担う地方公共団体等の協力が不可欠であるところ、都市計画の変更数、調査の関係者も多く、地方公共団体に過大な負担とならないよう、十分な調査期間を必要とすることに御理解いただきたい。
検討にあたっては、ご指摘を踏まえ都道府県で軽易な変更としているものを参考にしたいと考えているが、都道府県と市町村が定める都市計画については、それぞれ内容や規模に違いがあり、前者に係る「軽易な」範囲がそのまま後者に係る「軽易な」範囲になるとは一概に言えないこと等から、具体的な見直しについては実際の計画変更やその影響等の実態をよく精査して検討する必要がある。

〔再掲〕

6 【国土交通省】

(12) 都市計画法(昭43法100)

(iii) 市町村が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条の2)については、制度の運用実態や地方公共団体の意向を調査し、その結果等を踏まえて見直しを検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番40

管理番号 68 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止

提案団体 酒々井町

制度の所管・関係府省
国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのためには、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。

しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。

平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議

決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(12)都市計画法(昭43法100)

(iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

通番40

管理番号 970 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名) 町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止

提案団体 全国町村会

制度の所管・関係府省
国土交通省

求める措置の具体的内容

町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の現状】
「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要であるとされ、「市」と「町村」で都道府県の関与に差が生じている。

【制度改正の必要性】
首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がない。

都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一本化すべきである。

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。

○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体

間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。

○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

6 【国土交通省】

(12) 都市計画法(昭43法100)

(iv) 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。